

**企業立地促進対策事業  
ひろしまオフィスプランニング助成事業 Q & A**

令和2年10月6日作成

**【共通】**

**Q 1. この助成金の対象者は？**

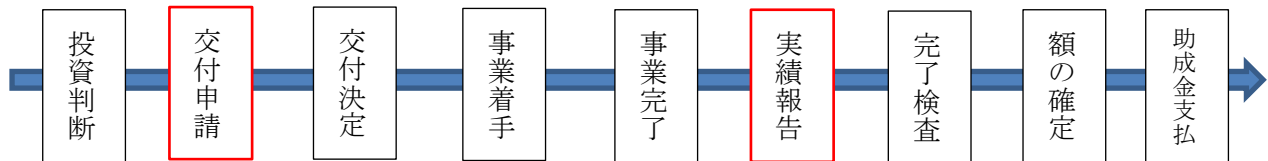
A. 株式会社や有限会社など、会社法第2条第1号に規定する会社または有限会社法第1条に規定する有限会社が対象となります。そのため、個人などでの申請はできません。

**Q 2. この助成金の対象業種は？**

A. 短期プロジェクト参加型と、移転・分散型それぞれで対象業種を定めていますのでQ 15, Q 18をご確認ください。

**Q 3. 助成金を受け取るまでの手続きの流れは？**

A. 次のとおりです。申請書の提出は、事業着手前の「交付申請」と事業完了後の「実績報告」の2度行う必要があります。したがって、原則として短期プロジェクトやオフィスの移転が完了した後の助成金支払いとなりますのでご注意ください。



**Q 4. 交付申請はいつまでに行う必要がありますか？**

A. 交付申請の期限はホームページなどで別途お知らせします。なお、予算の関係上、令和3年4月以降の期限になることはありませんのでご注意ください。

また、事業着手までに交付決定を受ける必要があります。事業着手後に交付申請を行っても、着手していた事業については、助成金の対象外となります。

**Q 5. 事業着手の考え方は？**

A. 事業着手の日の考え方は、原則として、シェアオフィス等の利用開始日や、オフィスの入居日（事前準備などによる入居を除く）、建物の建設については、工事請負契約書に定める着手の日とし、設備投資については、当該設備に係る契約・発注の日とします。助成金の対象となるものは、交付決定日以降に着手した利用料や、建物・設備等となります。

**Q 6. 交付申請を行ってから交付決定までどのくらい時間がかかりますか。**

A. 書類審査に時間を要するため交付申請から1か月程度かかる場合があります。事業着手まで余裕をもって交付申請を行うようお願いします。

Q 7. 交付決定後に事業内容に変更があった場合は、手続きが必要ですか。

A. 交付決定後、次に該当する場合は、事業計画の変更承認申請が必要になります。

- ・工期及び操業開始予定日が遅れる場合
- ・交付申請時に導入予定であった設備等とまったく違う設備等を導入する場合  
(数量の変更, 設備等能力の大小など軽微な変更は除く)
- ・交付申請時の投資予定額から20%以上の減少が見込まれる場合

なお、交付決定額の増額は認められませんのでご注意ください。

Q 8. 事業はいつまでに完了する必要がありますか。

A. 令和4年2月末までに、事業完了させる必要があります。支払いまで完了させてください。

Q 9. 実績報告はいつまでに行う必要がありますか。

A. 事業完了後、すみやかに(15日以内程度)実績報告を行ってください。

Q 10. 実績報告に添付する支払いを証する書類とは何を指しますか。

A. 原則として、請求書、振込明細書(振込依頼書)、領収書の写しを添付してください。

シェアオフィス等、利用の場合で請求書が無い場合には、シェアオフィス等の利用料金が分かるもの及び領収書の写しを添付してください。

異動者については、異動後の住民票を添付してください。

Q 11. 助成金により購入した設備等を売却することはできますか。

A. 助成金の額の確定をしてから3年が経過するまでの間に、助成対象となった財産を処分する場合は、事前に知事の承認を受けてください。

(処分: 目的外使用, 譲渡, 交換, 貸し付け, 廃止または担保権等の設定)

この場合、償却期間が満了していない財産については、残存簿価(圧縮記帳している場合には、圧縮記帳前の価額を元に償却した簿価)に助成率を乗じた額の返還を求めることがあります。

また、助成金の額の確定をしてから3年が経過するまでの間に、事業を休止・廃止する場合にも、事前に知事の承認を受ける必要があります。

Q 12. 他の補助制度と併用できますか。

A. 国や市町等の補助制度と重複する場合、この助成金については、助成金(補助金)額の合計額が投資額を下回る限りは減額を行わず、協調的に助成しています。ただし、補助事業によっては、国や市町等において他の補助制度との併用を認めないものもありますので、個別に確認してください。

また、ひろしまオフィスプランニング助成事業の短期プロジェクト参加型と移転・分散型は併用が可能です。ただし、既存の企業立地促進助成制度(地域活力創出型オフィス誘致促進助成を除く)との併用はできません。

Q 1 3. 助成金の対象とならないものはどのようなものですか。

A. 助成金の対象は原則として、固定資産台帳に登録するものに限りです。

また、例えば次のようなものは助成対象となりません。

- ・ 交付決定前に事業着手したもの
- ・ 土地取得費
- ・ 生産したエネルギーを他社に販売する設備
- ・ 地鎮祭費
- ・ グループ会社から購入した設備のうち販売元の利益部分
- ・ トラック、営業用車両等
- ・ 事業に直接必要のないもの（福利厚生用備品、美術品等）
- ・ 消耗品
- ・ 公的機関への各種申請費用
- ・ 工期終了後に契約、発注したもの

Q 1 4. オフィス賃借料には敷金・礼金は含まれますか。

A. 敷金、礼金や、共益費、消費税など賃借料以外のものは含まれません。

**【短期プロジェクト参加型】**

Q 1 5. 助成対象となる業種は？

A. 情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、広島県が取り組むひろしまサンドボックス「ニューノーマル提案型」1次選定企業、ひろしまサンドボックス会員企業、Camps セミナー登壇企業、地元市町の市町補助金等の交付の対象とされている事業などが対象業種となります。

Q 1 6. 月5日以上入居の考え方は？

A. シェアオフィス等利用開始日から、30日あたり5日以上の利用が必要です。（シェアオフィス等利用開始日から終了日までの日数）÷（実際にシェアオフィス等を利用した日数）が6以下になる必要があります。

Q 1 7. 宿泊費、移動費の助成対象者は？

A. 広島県が取り組む、ひろしまサンドボックス「ニューノーマル提案型」において1次選定に通過した事業者を対象とします。なお、宿泊費は助成対象経費の上限を13,100円/泊とします。例えば、税抜き13,100円の宿泊費がかかった場合の補助額はその9/10に当たる11,000円（千円未満切り捨て）となります。

**【移転・分散型】**

Q 1 8. 助成対象となる業種は？

A. 短期プロジェクト参加型で交付決定を受けた業種、別表第1に掲げる業種、地元市町の市町補助金等の交付の対象とされている事業が対象業種になります。

Q 1 9. 異動者の異動はいつ行えば良いですか。

A. 原則として、交付決定後から、令和4年2月までに行ってください。ただし、オフィス開設の準備等により交付申請前1年以内の日（事業者が定める任意の日）から交付申請までの期間に異動されていた場合も助成対象人数になり得ます。

Q 2 0. 常用労働者の考え方は？

A. 正規社員及び次の3つの条件をすべて満たす非正規社員を言います。

- ・雇用契約期間が1年以上（半年契約の更新等を除く。）
- ・週当たりの労働時間が正社員の3/4以上
- ・雇用保険の被加入者

Q 2 1. 助成金を受けることで異動者に何か制限がかかりますか？

A. 異動者本人に制限がかかることはありません。ただし、助成金の額が確定した日から3年間は移転先の事業所の人員数が3人以上増加している状態を維持する必要があります。（代表者のみの異動の場合や中山間地域への移転の場合、外国企業の場合は1人以上と読み替える場合があります。）

Q 2 2. 会社の代表者とは？

A. 代表者とは、会社の代表権を有する者とし、法人登記で確認します。なお、代表権を有する者が2人以上在籍し、2人以上移住する場合でも、1,000万円（大企業）、500万円（中小企業）の助成については、どちらか1人にのみ適用し、もう1人の移住については、常用雇用者と同じく1人当たり200万円とします。

Q 2 3. 代表者の住居手当、仮住居は何が助成対象となりますか。

A. 会社が住居手当や仮住居の費用を負担する場合に、初期コストとしてその5/10を助成の対象とするものです。なお、Q 2 2のように代表権を有する2人が該当する場合でも、1人を助成の対象とします。

(参考：Q18関係)

<別表1>対象業種は次のとおり。

分類番号	業 種 名
09	食料品製造業
10	飲料・たばこ・飼料製造業（たばこを除く。）
11	繊維工業
12	木材・木製品製造業
13	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
16	化学工業
17	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼業
23	非鉄金属製造業
24	金属製品製造業
25	はん用機械器具製造業
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業
32	その他の製造業
39	情報サービス業
40	インターネット付随サービス業
41	映像・音声・文字情報制作業
44	道路貨物運送業
45	水運業
47	倉庫業
48	運輸に附帯するサービス業
50	各種商品卸売業
51	繊維・衣服等卸売業
52	飲食料品卸売業
5311	木材・竹材卸売業
5411	農業用機械器具卸売業
5511	家具・建具卸売業
72	専門サービス業
73	広告業
74	技術サービス業
92	その他の事業サービス業

その他知事が特に認める業種